

第三次行財政改革実行プラン

平成23年7月 福 井 県
(平成24年3月 一部改訂)

目次

策定の趣旨	1
I 質の行革の推進	
県民主体の政策・サービスの推進	7
多様な主体・手法による県民サービスの展開	9
市町との連携強化による県民サービスの充実	10
先進的な政策の展開	11
仕事の進め方改革	12
創造性やチャレンジ精神あふれる職員の育成	13
災害等に対する体制整備	14
II 最適な行政運営の推進	
現場機能の強化・効率化	17
外郭団体等の経営体制の強化	22
定員管理の適正化	25
給与等の適正化	26

Ⅲ 健全財政の堅持

歳入の確保	29
歳出の合理化	32
財政情報の公開	35
財政指標の目標と財政収支見通し	36

策定の趣旨

1 これまでの行財政改革の実績

平成16年2月に策定した「福井県行財政構造改革プログラム」(推進期間:平成15年度から18年度)については、職員数の削減や外郭団体等の統廃合等の目標を1年前倒しで達成しました。

これを踏まえて、平成18年3月に「行財政改革実行プラン」(推進期間:平成17年度から21年度)、平成20年2月に「新行財政改革実行プラン」(推進期間:平成19年度から22年度)を策定し、職員数のさらなる削減や出先機関の再編、電気事業の売却、土地開発公社等の解散、財務管理の適正化等を進めてきました。

この結果、平成23年4月現在の職員数(一般行政部門)は2,873人で、平成17年4月と比較して11.0%削減となり、全国最少水準となっています。また、平成22年度末の基金残高は395億円を確保し、目標の108億円を上回りました。

2 継続的な行財政改革の必要性

平成22年12月に策定した「福井県民の将来ビジョン」では、概ね10年先を見通して、県の方向性や福井の将来像を描き、その実現のための戦略を掲げています。

この「将来ビジョン」に掲げる福井が目指す将来像を実現し、国体や今後の行政需要に対応するための行財政基盤を確立していく必要があります。

また、「福井新々元気宣言」では、「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンと、これを実現する12の政策を掲げています。

これらの12の政策を中心として福井の「元気」を大きくし、明るい「希望」を次の世代につなぐ政策を実現していく必要があります。

さらに、地方の自主性や自立性の拡大に向けた取組みが進んでおり、「地方こそが国を支えている」、「地方から国を変えていく」という気概を持って「地方からの政策」を実行に移していく必要があります。

このようなことから、これまでの行財政改革の達成状況を踏まえ、今後も継続して行財政改革を進めていくこととします。

3 行財政改革の基本的な考え方

グローバル化の進展や本格的な人口減少・超高齢社会の到来、価値観・ライフスタイルの多様化など本県を取り巻く環境は大きく変化しています。また、東日本大震災とそれに起因する原子力発電所の事故といった未曾有の事態に直面し、日本経済や国民生活など様々な面で影響を受けています。

こうした中、新たな行政ニーズにも的確に対応し、県政のさらなる発展に向けた政策や質の高い県民サービスを実現していくためには、様々な課題に果敢に挑戦するとともに、スピード感をもって政策を企画立案、実行することが必要です。

このため、今後は、次の基本理念に基づき、行財政改革を効果的に推進します。

(1)スピーディ行政の実行

県民ニーズに応えるサービスのスピードアップを図ります。

(2)「つながり力」を活かした県政の実現

民間や他県、大学など多様な主体とともに政策課題を解決し、サービスを拡大・向上します。

(3)「最大活用」によるコンパクト県政の強化

持てる行政資源(職員、施設、予算など)を最大活用し、スリムでコンパクトな行財政体制の中で最大の効果を生み出します。

また、これまでの行政コストを縮減する「量的な改革」に加え、行政効率の向上や新たな政策を行うための「質的な改革」を積極的に進めます。

(1) 質の行革の推進

県民主体の政策・サービスの推進、多様な主体・手法による県民サービスの展開、先進的な政策の展開など質の行革を推進します。

(2) 最適な行政運営の推進

限りある行政資源を最大活用し、複雑化・多様化する行政サービスを効率的に提供できる最適な行政運営を推進します。

(3) 健全財政の堅持

歳入の確保、歳出の合理化を進め、新たな行政需要にも対応できる財政基盤を確立し、将来に向けて健全な財政運営を堅持します。

4 第三次行財政改革実行プランの推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

なお、これまでに策定した「福井県行財政構造改革プログラム」「行財政改革実行プラン」「新行財政改革実行プラン」に掲げた項目についても、既に実施済みのものを除き、引き続き推進していきます。

5 推進方法

- ・本プランに掲げた取組項目については、順次、実施時期や内容等を明確にして改革を進めます。
- ・各部の企画幹を行財政改革推進員とするとともに、行財政改革を推進する組織風土を醸成し、個々の職員の意識の向上を図ります。
- ・企業経営者や学識経験者等で構成する行財政改革推進懇談会を開催し、行財政改革の進捗状況について意見、助言を継続的に求めていきます。

I 質の行革の推進

県民主体の政策・サービスの推進 7
多様な主体・手法による県民サービスの展開 9
市町との連携強化による県民サービスの充実10
先進的な政策の展開11
仕事の進め方改革12
創造性やチャレンジ精神あふれる職員の育成13
災害等に対する体制整備14

県民サービスの向上

- 申請書類の削減や処理期間の短縮、電子申請の活用など行政サービスを迅速化
- 照会や調査の回数削減、様式の簡素化等の改善
- 「ワンデーレスポンス」を徹底
- 資料作成に時間をかけず素早く議論を行い、スピーディに意思決定
- 職員のマナー向上を引き続き推進

- ◆ 行政サービスの迅速化について
 - ・行政サービスを身近な場所で素早く、簡単に受けられるよう申請書類の削減や処理期間の短縮、電子申請の活用を推進します。
- ◆ 照会等の簡素化について
 - ・重複する照会・調査の削減や様式の簡素化等の改善を行い、回答者の負担軽減を図ります。
- ◆ 「ワンデーレスポンス」の徹底について
 - ・県民や県庁内等から照会を受けたその日のうちに、まず一報を回答する「ワンデーレスポンス」を徹底します。
- ◆ スピーディな意思決定について
 - ・ホワイトボードを活用したペーパーレス会議を行うなど素早く実質的な議論を行い、スピーディに意思決定し施策に反映します。
- ◆ 職員のマナー向上について
 - ・職員のマナーを向上させるため、全庁的なあいさつ運動の展開や接遇向上研修を充実します。

県民ニーズに基づく政策立案の強化

- 県民の政策満足度や政策ニーズを把握するための県民アンケートや意見交換会を毎年実施
- 県の重要施策など県政の情報をより詳しく、より分かりやすく県民に発信

◆ 現場主義の徹底について

- ・現場を重視する組織風土を醸成し、県民ニーズに応じた効果的な政策立案や業務改善を進めます。
- ・政策満足度や政策ニーズを把握するため、県民アンケートや意見交換会を実施し、政策や事務事業に反映します。

◆ 県政の「見える化」について

- ・県の重要施策についてより理解を深めてもらえるよう、広報をすべての県民に届くよう努めるとともに、県民の声を広く聴き、県民のニーズや関心に応じて広報計画や広報内容を充実します。
- ・ターゲットに応じて多様な広報媒体を活用し、きめ細やかに県政の重要施策を県民に広報します。

民間団体等との連携・共働の強化

- プロジェクトの推進等に若者の感性や意見を活用
- 「提案公募型共働事業」を導入するなど、民間の創意工夫による公共サービスの提供を推進

◆ 若者との共働について

・新たな政策づくりやまちづくりのプロジェクト等に若者を参画させ、その感性や意見を活かします。

◆ 民間の創意工夫による公共サービスの提供について

・公共サービスの向上や効率化、提供主体の最適化を図るため、県民に身近な分野で民間団体等から実施方法や実施主体を含めたアイデアやノウハウの提案を受け、官民共働で事業を行う提案公募型共働事業を導入します。

【想定される分野】

子育て支援、障害者の自立支援、自然環境の保全活用、地産地消の促進 等

・社会人の職能や技能、経験を活かすプロボノ活動と共働し、きめ細やかなサービスを提供します。

※プロボノ活動…社会人が職業上持っている専門知識や技能、経験を活かして社会貢献するボランティア活動(例:IT企業の社員による地域・集落のホームページ作成やイベント会社の社員による商店街のイベントの企画・運営等、様々な場面での活動があります。)

市町との共働と権限移譲

- 県・市町の重要課題や共通課題の解決に向け、合同で検討を行うなど政策面での連携・共働を強化
- 県と市町が共同で実施することで効率化等が図れる事務の共同化を推進
- 住民が身近な市町において行政サービスを受けられるよう、「移譲推進方針」を策定し、移譲を推進

- ◆ 県・市町の重要課題や共通課題への対応について
 - ・北陸新幹線や舞鶴若狭自動車道の活用策など重要課題については、県と関係市町が検討会議を開催するなど合同で検討を行います。
 - ・市町が課題解決のためのプロジェクトを実施するに当たっては、県職員を弾力的に派遣します。
- ◆ 事務の共同化について
 - ・ふるさと納税や各種窓口業務等、県と市町が共同で実施することにより、サービスの向上や効率化が図れる業務で県・市町間で合意が得られたものについては、事務の共同化を進めます。
 - ・県と市町の職員で構成する「地方税滞納整理機構」(平成21年3月設立)については、平成23年度から体制を強化し、徴収困難な個人住民税の徴収率50%を目指すとともに、徴収に関する専門知識・技術を有する人材を継続して育成します。
- ◆ 「移譲推進方針」について
 - ・住民に身近な事務の市町への権限移譲を円滑に進めるため、移譲を推奨する事務の一覧や具体的な人的・財政的支援策を内容とする「移譲推進方針」を示しながら移譲を進めます。

政策立案の強化

- 地方同士の連携を強化し、「新しい地方の生活モデル」を実現するための政策を提案・実行
- 国内外の大学・研究機関等との共同研究プロジェクトを拡充
- 新規事業の立案を促進するため、「政策推進マネジメントシステム」を改定し、アウトカム指標による評価を強化

◆ 地方の創意工夫を活かした政策の立案について

- ・「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」において、国と地方の関係に関する政策提案や地方同士の連携による新たな政策づくりをさらに進めます。
(例)・ふるさとに暮らす人々が将来に「希望」を持ち、具体的な「行動」につなげていくことができるような地方の「生活の質」を客観化する基準（ふるさと希望指数）を開発・発信
- ・「ふるさと税制調査会(仮称)」を設置し、大都市圏に過度に集中する人口、産業、資金等を地方に分散させる税制を研究・提案

◆ 大学・研究機関等との共同研究プロジェクト等について

- ・最新の知見を持つ国内外の大学等と連携し、福井の政策課題を解決するための共同研究プロジェクトを推進します。
- ・先進政策を担当する職員を大学等に派遣し、地方自治の実務を教え学ぶ「相互研修システム」を導入します。

◆ 「政策推進マネジメントシステム」の改定について

- ・施策レベルで成果目標(アウトカム指標)を定めて事務事業の成果目標に連動させるなどアウトカム指標に基づく評価を強化し、成果が乏しい施策を見直し、効果の高い新規事業の立案を促進します。

創意工夫を活かした業務能率の向上

- 業務過程改善(BPR)運動や目標管理制度を活用した業務改善など職員の「気づき」と「実践」による業務改善の強化
- 庁内会議や執務環境の改善など業務全般にわたる改善を推進し、超過勤務を縮減
- 職員を最大活用し、新たな課題に対応できるようダブル・セクション制度の導入や年度途中のプロジェクトチームの編制など人事の弾力化

- ◆ 業務過程改善(BPR)運動について
 - ・優秀な業務改善事例や他県の事例等を全庁的に共有する仕組みをつくり、その成果を組織全体で共有・活用します。
 - ・優秀事例の表彰制度の充実によるインセンティブの付与を行います。
- ◆ 目標管理制度の活用について
 - ・目標に業務の見直しや事務事業の見直しなど行財政改革に関する項目を設定し、目標管理制度を利用した業務の改善を進めます。
- ◆ 業務の進め方等の改善について
 - ・職員間の議論の活発化や現場へ出向く風土を醸成するため、パソコンオフタイムを設定します。
 - ・職場目標や業務の予定・進捗状況を「見える化」し、コミュニケーションの活性化や職務の効率化を図ります。
 - ・庁内会議や資料作成の簡素化、ICTの有効活用等により業務の効率化を進めます。
- ◆ 業務経験者の活用について
 - ・業務経験者を関係課に兼務発令(ダブル・セクション制度)し、業務の継続性や緊急時に備えた応援体制の強化を図るとともに、経験・知識を活用した県民サービスを提供します。

職員の持てる力と意欲の最大限発揮

- 採用、人事異動、人事評価、研修等を通じた計画的な人材育成による組織力の向上
- 海外での業務を遂行できる語学力を習得し、国際感覚を身に付けた職員を養成

- ◆ 複線型人事制度・人事ローテーションの長期化について
 - ・キャリアデザイン研修※での振り返り結果を参考に、意欲や能力等に応じて特定分野におけるキャリアを選択できる複線型人事制度の導入や人事ローテーションの長期化を行い、スペシャリストを育成します。
 - ※キャリアデザイン研修…これまでの職務経歴を振り返り、自己の強み弱みを認識した上で、どんな分野で活躍したいか考える研修
- ◆ 職員の語学力の向上について
 - ・実践的な語学力向上研修等を行い、海外で業務を遂行できる語学力を持つ職員を養成し、海外での販路開拓支援や海外誘客など語学力が必要とされる業務に即戦力となりうる人材を確保します。
- ◆ 女性職員の能力開発について
 - ・女性職員の企画・財政・企業誘致部門等への配置や女性職員向けの研修を行い、女性職員の意欲の発揮や能力開発を支援します。
- ◆ 主体的な成長を促す研修の充実について
 - ・民間企業等派遣研修を充実し、専門的知識や幅広い視野を習得するとともに、改革意識やグローバル感覚等を持つ職員を育成します。
 - ・演習型研修の強化や高い政策形成能力・マネジメント能力を養成する少人数研修の創設など自治研修所での研修を充実します。
- ◆ 職員の成長を支える職場環境づくりについて
 - ・職場内のコミュニケーションの活性化や職場目標の「見える化」、業務改善運動の推進など職員の能力が発揮できる職場づくりを進めます。
 - ・専門職員の配置による職場復帰支援やメンタルヘルス研修等を実施し、職員の健康管理対策の充実を図ります。

初動体制の整備

- 災害や危機事象の発生に備え、初動体制を整備
- 大規模な地震発生時における業務の継続や勤務体制等を定めた計画を策定

◆ 業務経験者の活用について

- ・ダブル・セクション制度を活用して業務経験者をあらかじめ関係課に兼務発令し、災害等が発生した際には速やかに初動体制を整え、迅速に情報収集や連絡調整を行います。

◆ 市町への応援について

- ・災害等の緊急時に、必要に応じて市町に速やかに職員を派遣できるよう、市町に在住する職員をあらかじめ関係課に兼務発令し、早急に派遣可能な体制を整えます。

◆ 業務継続計画の策定について

- ・地域防災計画の見直しと併せ、大規模地震の発生を想定した事前の準備や県民生活維持のため継続すべき県のサービス、職員の勤務体制、応援体制等を規定した計画(業務継続計画)を策定します。



Ⅱ 最適な行政運営の推進

現場機能の強化・効率化17

外郭団体等の経営体制の強化22

定員管理の適正化25

給与等の適正化26

出先機関の再編等

- 各出先機関の担うべき役割を踏まえ、再編を引き続き検討
 - 庶務業務の集約化、内部組織体制の簡素・効率化を推進
 - 高等学校については、「高等学校再編整備計画」に基づき、教育環境の充実に向けて引き続き検討
 - 県立病院については、外部有識者による検討会を設置し、独立行政法人化を含め、経営形態を検討
-
- ◆ 出先機関の再編について
 - ・業務内容や災害時の対応など各機関の担うべき役割を踏まえ、健康福祉センターや農林総合事務所、土木事務所など出先機関の再編を引き続き検討します。
 - ◆ 庶務業務の集約化・組織体制の見直しについて
 - ・各出先機関や県立学校に共通する給与事務や旅費支給事務等の庶務事務を集約するとともに、試験研究機関における部制の見直しを進めるなど内部管理業務を簡素で効率的な組織に見直します。

- ◆ 県立高等学校の再編整備について
 - ・坂井、二州、若狭地区等で職業系専門学科の再編整備を行い、適正な学校規模を確保し、魅力ある学科・カリキュラムづくりを進めます。
 - ・普通科系学科についても、今後の生徒数の推移を踏まえるとともに、探究心を伸ばし、大学等への進学希望に応える新たな学科・コースの導入や指導の強化を図ります。

- ◆ 水産高校実習船について
 - ・高校再編を機に、今後の水産・海洋教育の見直しを踏まえ、実習船の共同運航等を検討し、コスト抑制に努めます。

- ◆ 県立病院の経営形態について
 - ・県立病院の経営形態の検討に当たっては、外部有識者による県立病院経営形態検討会(仮称)を開催し、広く意見を伺いながら進めます。

試験研究機関の機能強化

- 研究テーマの設定から研究の成果までをわかりやすく「見える化」
- より県民の利益につながるようニーズ調査に基づくテーマ・目標設定や企業・県民など利用者による評価を実施
- 特許権や品種登録など知的財産の積極的な取得・活用を推進

◆ 試験研究の「見える化」について

・当初予算時における次年度の研究課題等の公表や研究成果の一斉発表会、各種広報誌による試験研究成果のPR、小中学校の体験学習・遠足の受入れ等を強化し、より「見える化」を進めます。

◆ 研究開発テーマ・目標の設定や評価について

(現状)研究テーマは各試験研究機関が外部委員を含む評価委員会を開催し、課題設定時から成果普及後まで評価しています。

・今後は、これに加え、より県民の利益につながる研究開発とするため、ニーズ調査を踏まえて研究開発テーマ・目標を設定するとともに、企業・県民など利用者からの評価を実施します。

◆ 中期的な目標の設定について

・特許権など知的財産(平成23年4月現在、123件取得)を活用した企業の新製品開発の支援やさらなる知的財産の取得、消費者志向に合ったコシヒカリに代わる新しい品種の開発等、試験研究機関ごとに中期的な目標を定めて研究開発に取り組めます。

公共施設等の運営主体の最適化

- 既に指定管理者制度に移行した施設の状況を見極めながら、県が直営している施設への指定管理者制度の導入を検討
- 指定管理者への民間の参入を促進するため、公募制度の運用を改善
- 民間等への移譲による施設運営の効率化を推進

◆ 指定管理者制度の導入の検討について

・生活学習館や自然保護センター、海浜自然センター、武道館等について、指定管理者制度の導入を検討します。

◆ 指定管理者の公募制度の運用改善について

・民間事業者の参入を促進するため、指定管理に係る業務内容の検証や申請者が企画提案しやすくなる募集期間の設定など指定管理制度の運用を改善します。

◆ 民間への移譲について

・美山荘や若越みどりの村、若越ひかりの村について、民間への移譲を進めます。（平成24年4月実施予定）

施設の有効活用・処分

- 公共施設(建物、橋梁等)、農業水利施設等の長寿命化
- 利用見込みのない施設の有効活用や売却など処分を推進
- 出先機関等の統合や県立学校再編等に伴う空きスペースの有効活用

◆ 公共施設等の長寿命化について

・公共施設等の計画的な点検・修繕や耐震化を行い、長寿命化を図ります。

◆ 施設の有効活用および処分について

・電気ビル、県民会館など活用見込みのない県有施設は解体し、敷地は売却または民間への貸付も含めた有効活用を図ります。

・施設の空きスペースについては、部局を越えた利活用を進めるとともに、民間への貸付など有効活用を図ります。

・県立高校の再編により、高校として使用しなくなる校舎等についても、他の施設への転用など有効活用を図ります。

◆ 県有財産の管理の適正化・有効活用について

・「ファシリティマネジメント導入基本方針(仮称)」を策定し、施設の保全数量縮小や共同利用等による集約化、計画的な保全を推進します。

外郭団体等の統合等

- 団体の統合等により団体の基盤強化を図るとともに、目的を達成した団体を解散
- すこやかシルバー病院について、その機能や役割を整理し、運営形態を含めて検討

◆ 団体の統合等について

- ・産業廃棄物処理公社と企業公社の統合や建設技術公社と道路公社の総務部門の集約化を進めます。

◆ 団体の解散について

- ・町村開発公社、大学等学術振興基金、各種産業振興基金協会等の解散を進めます。

◆ すこやかシルバー病院について

- ・認知症高齢者対策におけるすこやかシルバー病院の機能、役割を整理し、認知症医療・介護の関係者等から意見を聞きながら、同病院がその機能、役割を果たすための方策について運営形態を含めて検討します。

経営の健全化と自立的運営の促進

- 県が指導・監督する対象団体を拡大するとともに、外郭団体等の経営健全化に関する新たな指針を策定し、団体の効率的な運営を推進
- 県から外郭団体等に派遣している職員の引揚げや補助金の縮減を行い、自立的運営を促進
- ふくい農林水産支援センター林業部門(旧林業公社)の経営健全化

◆ 指導対象団体の拡大について

- ・指導対象団体を、これまでの「県が資本金等の2分の1以上を出資している公益法人や土地開発公社等の土木三公社など県と密接な関係を有する団体(17団体)」から「県が資本金等の4分の1以上を出資している団体(32団体)」に拡大します。

◆ 効率的な運営の推進について

- ・外郭団体等の組織・定員の適正化や経費の節減、自主財源の確保など効率的運営を指導する新たな指針を作成します。この指針に基づき、団体の運営状況や事業内容の点検、外部有識者による評価を実施します。
- ・点検・評価の結果等を踏まえ、事業執行体制の見直しや適正な財務諸表の作成、安全な資金運用等について指導を徹底します。

◆ 外郭団体等への職員の派遣について

- ・外郭団体等の自立的な運営を促進し、県から外郭団体等へ派遣している職員の引揚げを順次進めます。

◆ 補助金の縮減等について

- ・団体の効率的な経営を促進し、補助金の縮減を図ります。
- ・公益法人制度改革により一般財団・社団法人へ移行予定の団体や民間企業で県の関与を縮小することが適当な団体について、出資金の引揚げ等を要請します。

※公益法人制度改革…従来の財団法人、社団法人は、平成25年11月末までに、新制度に基づく公益財団・社団法人または一般財団・社団法人への移行申請を行うことが必要

◆ 職員の再就職について

- ・職員の再就職について、就職先・役職名を公表し、公正性と透明性の向上を図ります。
- ・民間企業への再就職者については、営業活動の規制等について検討します。

◆ ふくい農林水産支援センターの林業部門について

- ・一層の収入の確保、支出の削減とともに、分収契約の見直し等により債務を縮減します。
- ・平成23年秋までに外部委員による検討委員会での具体的改善策等を検討し、当該年度末までに経営見直し方針を決定します。

職員数の適正な管理を継続

- 一般行政部門の職員数については、平成23年4月から平成28年4月までの5年間で3.0%削減
- 病院や教育、警察など一般行政部門以外の部門については、行政需要に的確に対応できる適正な定員管理を継続

◆ 職員数の適正化について

- ・引き続きアウトソーシング(外部委託)の活用や指定管理者制度の導入、出先機関の組織見直し等を進め、職員数の適正化を継続します。
- ・平成30年の国体開催に必要な職員の一時的増員については、上記削減とは別に適正な数を確保します。
- ・一般行政部門以外の教育、警察、病院部門等の職員数については、国の法令等による配置基準を参考に適正な定員管理を行います。
- ・今後の定年延長や国の出先機関廃止に伴う人員の移管等については、必要に応じて定員を見直します。

	H17.4	H23.4	H17.4~H23.4		⇒	H28.4	H23.4~H28.4	
			削減数	削減率			削減数	削減率
一般行政部門の職員数	3,229人	2,873人	△356人	△11.0%		2,785人	△88人	△3.0%
県全体の職員数	14,416人	13,536人	△880人	△6.1%		13,408人	△128人	△1.0%

(28年4月の職員数には、国体による増加人数を含まない。)

給与等の適正化を継続

- 特別職の報酬や手当について、支給形態の見直しや支給水準の引下げ
- 一般職の給与について、経済情勢や国・他県の動向等を踏まえ、適正な給与水準を維持

◆ 特別職の退職手当について

- ・知事の退職手当の支給割合を 100 分の 70 から 100 分の 60 に引き下げます。(平成23年4月実施済)

◆ 行政委員の報酬について

- ・現在月額で支給されている非常勤行政委員の報酬について、各委員会における委員の職責や活動実績等を考慮した上で、一部、日額化します。

【現在月額で支給されている行政委員会】

教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会

◆ 一般職の給与について

- ・一般職の給与について、民間企業の状況や国・他県の動向を踏まえ、適正な給与水準を維持します。技能労務職については、給料表の水準を約20%引き下げます。
- ・特殊勤務手当について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、月額手当の日額化や支給額の引下げ、手当の廃止・統合を行います。



Ⅲ 健全財政の堅持

歳入の確保

.....29

歳出の合理化

.....32

財政情報の公開

.....35

財政指標の目標と財政収支見通し

.....36

歳入の確保

- 地方税滞納整理機構の強化による県税徴収率の向上や核燃料税の見直し、企業立地の促進による県税収入の確保
- 県有財産のうち、県での利用が見込まれないものについては、可能なものから早期売却もしくは貸付による有効活用
- 税外未収金の回収について、専門機関に委託するなど民間のノウハウを活用
- 県有施設や印刷物への広告掲載による税外収入の確保
- ふるさと納税を普及し、拡充
- 施設入館料や使用料金など受益者負担の適正化

- ◆ 地方税滞納整理機構の強化について
 - ・平成23年度から地方税滞納整理機構の体制を強化し、徴収困難な個人住民税(過年度分)の徴収率50%を目指します。
- ◆ 県税徴収率について
 - ・個人県民税の特別徴収義務者の拡大や徴収体制の強化等により、県税徴収率をより一層高めます。(平成22年度:97.0%)
- ◆ 核燃料税の見直しについて
 - ・安定した税収を確保するため、新たな課税の仕組みを導入します。

- ◆ 企業立地の促進等について
 - ・企業立地の促進や新産業の創出、ふるさと産業の元気再生、観光産業の活性化等により、県税収入の増加につなげます。
- ◆ 県有財産の早期売却および有効活用について
 - ・活用見込みのない県有財産については、早期売却または民間への貸付等を進めます。
 - ・施設の空きスペースについては、他用途への転用や民間への貸付など有効活用を図ります。
- ◆ 税外未収金の回収について
 - ・費用対効果を見極めながら、民間(サービサー等)への委託や外部専門家(弁護士等)を活用し、回収を促進します。
- ◆ 広告掲載の検討対象について
 - ・庁舎内壁面、掲示板、エレベーター、さらには県が発行する通知書等の印刷物を広告媒体として活用し、県の収入確保につなげます。
- ◆ ふるさと納税の拡充について
 - ・本県が先頭に立ち、確定申告等ふるさと納税に係る手続きの簡略化を国に提案するなど、ふるさと納税制度の普及・定着に努め、さらなる拡充を目指します。
- ◆ 受益者負担の適正化について
 - ・文化施設の入場料や試験研究機関の機器使用料、各種講座参加費用の徴収など県有施設等の使用料・手数料等について、コスト計算の再計算等、受益に見合った負担となるよう額を見直すとともに、減免措置や新たな使用料等の導入について検討します。

特別会計・基金の見直し等による財源確保

- 基金等の本来の目的を精査し、当面利用する必要性の低い資金を有効に活用
- 産業活性化施策への民間資金等の活用

◆ 特別会計・基金財産の有効活用について

・特別会計や基金で行う事業等の必要性を十分検証しながら、使途の拡大や整理統合、基金の取崩しなど積極的な活用を図ります。

◆ 民間資金等の活用について

・中小企業への支援施策において、金融機関や企業等の資金やノウハウの活用を図ります。

義務的経費の抑制

- 公共事業の重点化等により、新規の県債発行を抑制
- 施設の耐用年数を踏まえた長期債の発行により、公債費を平準化
- 職員数の適正化等を引き続き推進し、人件費を抑制
- 医療費の適正化、介護予防の推進等により社会保障費の伸びを抑制

◆ 新規の県債発行の抑制について

- ・公共事業等の投資的事業において、新規施設(箱もの)整備の原則凍結方針の継続、投資効果を踏まえた事業箇所のさらなる重点化、低コスト化の促進等により、新規の県債発行の抑制につなげます。

◆ 公債費の平準化について

- ・償還期間を30年とする長期債の発行を拡大することにより、年度ごとの公債費負担を小さくし、公債費の平準化を図ります。

◆ 人件費の抑制について

- ・職員数や給与水準の適正化、超過勤務の縮減を引き続き推進し、人件費の抑制を図ります。

◆ 社会保障費の伸びの抑制について

- ・医療費適正化計画の着実な実行や介護予防の推進等により、医療費や介護給付費等の社会保障費の伸びを抑制します。

成果重視による評価システムの充実・強化

- 事務事業評価、公共事業評価、試験研究機関評価の充実
- 成果指標による評価の徹底・強化

◆ 事務事業評価について

- ・事業の実施効果(アウトカム)を示す成果指標設定の徹底や評価者の見直しを行うとともに、外部委員会の設置の検討等、より高度で多面的な視点での評価が可能となるよう、評価システムの充実・強化を図ります。

◆ 公共事業の評価について

- ・現在実施している新規事業事前評価、再評価に加え、事業完了後の事業効果や維持管理費を含めた費用対効果を検証し、適切かつ効率的な事業実施に活かします。

効率的な事務・事業の執行・管理

- 全庁一括契約の拡大、公開型見積合せの導入など契約方法の見直し
- 情報システムの統合・最適化、クラウドコンピューティングへの対応
- 電気機器の使用制限や室内照明の削減等、節電を徹底

◆ 全庁一括契約の拡大、公開型見積合せの導入について

- ・全庁で一括契約する物品等を拡大し、事務の効率化および経費削減を図ります。
- ・公開型見積合せ※(オープンカウンター方式)を導入し、事務の効率化を図るとともに、契約手続の透明性、公平性、競争性の向上を図ります。

※公開型見積合せ(オープンカウンター方式)…見積合せにおいて相手方を特定せず、条件を満たす者で参加を希望する者からの見積書提出により、契約相手方を決定する方式

◆ 情報システムの最適化について

- ・クラウドコンピューティング※の活用等により、情報システムの運用に係る経費を平成22年度から10%以上削減します。

※クラウドコンピューティング…インターネット等を通じてサーバやソフトウェア等を利用することにより、情報システムに係る経費削減を図るもの

◆ 節電の徹底について

- ・休憩時間におけるパソコン・コピー機等の使用制限や室内照明の削減により、継続的に節電を進めます。

財政情報の公開の促進

- 地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表
- 財務諸表や予算資料などの公表資料の充実

◆ 財務諸表や予算資料等の県の財政情報について、県民にわかりやすい資料の充実に努めます。

◆ 地方財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)に基づく健全化判断比率

	福井県 (H22 決算)	早期健全化基準	財政再生基準	全国平均 (H22 決算)
実質公債費比率	15.4%(全国 27 位)	25%	35%	13.5%
将来負担比率	210.2%(全国 21 位)	400%	—	220.8%

※早期健全化基準…これを下回ると自主的な改善努力による財政健全化が義務付けられます。

※財政再生基準 …これを下回ると国の関与による再生が義務付けられます。

※健全化判断比率には、このほか「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」がありますが、福井県は赤字団体ではないので、上記表には記載していません。

財政指標の目標

- 地方財政健全化法に基づく健全化基準の維持
- 県債残高の削減
- 財政調整のための基金残高の確保

◆ 地方財政健全化法に基づく健全化基準の維持について

・将来負担比率については現状の210%を超えないようにするとともに、実質公債費比率については自主的な県債発行が可能となる18%を下回る水準を維持します。(平成22年度決算:将来負担比率210.2%(全国21位)、実質公債費比率15.4%(全国27位))

◆ 県債残高の削減について

・将来の公債費を抑制するため、財政調整のための基金を活用した県債の繰上償還や新規発行の抑制により、平成23年度から27年度までに、臨時財政対策債を除く県債残高を約1,000億円減少させます。(平成22年度末:6,338億円)

◆ 基金残高の確保について

・財政調整のための基金残高(平成27年度末)については、想定しない財政需要にも対応できるよう、標準財政規模に対し、5%程度にあたる約130億円を確保します。(平成22年度末:395億円)

◆ 財政収支見通し(平成23～27年度)

(単位：億円)

年 度		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
歳入	県税、交付税等	2,458	2,474	2,480	2,590	2,630
	国庫支出金	703	598	580	560	550
	県債	832	692	670	650	670
	(うち臨時財政対策債)	(375)	(360)	(360)	(360)	(360)
	その他歳入	898	902	880	860	840
	計 ①	4,891	4,666	4,610	4,660	4,690
歳出	人件費	1,211	1,205	1,200	1,190	1,180
	公債費	950	888	902	880	880
	社会保障関係費	458	454	480	500	520
	投資的経費	869	805	750	710	710
	その他歳出	1,463	1,417	1,380	1,400	1,380
	計 ②	4,951	4,769	4,712	4,680	4,670
財源不足額 ①－②(＝基金取崩額)		※ △60	※ △103	※ △102	△20	20
財政調整のための基金残高		335	232	130	110	130

県債残高(臨時財政対策債を除く)	6,146	5,873	5,600	5,300	5,100
------------------	-------	-------	-------	-------	-------

※23～25年度：繰上償還への充当分を含む

[財政収支見通しの基本的な考え方]

<歳入>

- 県税・交付税等・平成24年度の予算額を維持
地方消費税増分(平成26～27年度)を加算
- 国庫支出金・・・国の方針等に基づき、平成24年度予算額をもとに、対前年度比90%に減額して見込む
- 県債・・・・・・平成24年度予算額をもとに、対前年度比90%に減額して見込む
臨時財政対策債は平成24～27年度同額を見込む
- その他歳入・・・貸付金諸収入を除き、平成24年度予算額をもとに、対前年度比95%に減額して見込む

<歳出>

- 人件費・・・・平成24年度予算額をもとに、第三次行財政改革実行プランの職員削減目標3%を反映して見込む
- 公債費・・・・既発行の県債を償還計画に基づき見込む
今後発行の県債を金利2%として見込む
- 社会保障関係費(福祉、医療、介護等)
・・・・平成24年度予算額をもとに、対前年度比4.5%増
(全国知事会の将来推計を参考)として見込む
- 投資的経費・・・継続的な事業は平成24年度予算額をもとに、対前年度比90%に減額して見込む
今後、政策的に必要となる事業については、平成24年度と同水準を見込む
- その他歳出・・・市町への交付金等を除き、平成24年度予算額をもとに、対前年度比95%に減額して見込む
市町への地方消費税交付金増分(平成26～27年度)を加算